

令和5年第6回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和5年12月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和5年12月5日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	真砂 浩行	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	見並 智俊	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	平生 公一
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進室	中川 泰成	防災対策室長	内山 治久	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中西 豊	同 書 記	福井希美枝	同 書 記	中山 元太
--------	------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告

報告第12号	令和5年度定期監査結果報告書
報告第13号	例月出納検査結果報告書（令和5年8月分ないし10月分）
 - 第 4 議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正について
 - 第 5 議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第 6 議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）
 - 第 8 議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第 9 議案第70号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第10 議案第71号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第11 議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和5年第6回玉城町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和5年第6回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には、平素から玉城町政の推進のために格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。

ご案内のとおり、今期定例会では、主に法律の改正に伴いますところの条例の一部改正及び令和5年度玉城町一般会計補正予算をはじめとする各会計の補正予算の提案をさせていただきます、ご審議を賜りたいという内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 山口 欣也 議員 4番 福田 泰生 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですのでご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、報告第12号 令和5年度定期監査結果報告書、報告第13号 例月出納検査結果報告書（令和5年8月分ないし10月分）の提出が、総務政策課から財政公表の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第65号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4、議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑条例の一部を改正するもので、印鑑証明や住民票等をコンビニで交付を受ける場合、現行では、マイナンバーカード用利用者証明用電子証明書の使用しか規定されていないため、新たにスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書の利用を追加して可能にするものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

◎日程第5 議案第66号及び日程第6 議案第67号

○議長（小林 豊） 次に、日程第5、議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職の給与改定において、期末及び勤勉手当の支給月数が引上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様に、現在の4.4月分から4.5月分へと変更するために、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月24日公布、施行されたため、本町においても国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をさせます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務政策課 中村統括監。

○総務政策課統括監（中村 元紀） それでは、議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案及び条例改正新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表3ページのほうをお願いいたします。

第1条では、第7条の2第1項におきまして、医師の初任給の調整手当の額41万4,800円を41万5,600円に改めるものでございます。

第17条第2項は、年間の支給月数を100分の5引き上げるため、本年12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の120から100分の125に、第3項では、同様に再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を年間100分の2.5引き上げるため、100分の67.5から100分の70にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

第18条第2項でも、年間の支給月数を100分の5引き上げるため、本年12月に支給する勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の100から100分の105に、第3項では、同様に再任用職員の勤勉手当の基礎額に乗じる月数を年間100分の2.5引き上げるため、100分の47.5から100分の50にそれぞれ引き上げるものでございます。

恐れ入ります、条例改正議案のほうをお願いしたいと思います。

条例改正議案12ページのほうをお願いいたします。

別表第1、行政職俸給表（1）については、一般職の給料の改正をするものでございます。

15ページをお願いします。

15ページ、別表第2、医療職俸給表（1）につきましては、医師の給料を、18ページのほうには、別表第3、医療職俸給表（2）につきましては、薬剤師、栄養士等の給料を、21ページの別表第4、医療職俸給表（3）につきましては、保健師、看護師等の給料を改正するものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2条におきましては、令和5年12月に支給する期末勤勉手当の月数を改正したものを、令和6年度においては、6月、12月の基礎額に乗じる月数を同じ月数にする改正を行ってございます。

第17条第2項につきましては、期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の122.5に、第

3項では、同様に再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の68.75に変更しようとするものでございます。

第18条2項では、勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の102.5に、第3項では、同様に再任用職員の勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の48.75に変更するものでございます。

附則、第1条においては、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月から施行としてございます。附則、第2項では、俸給表の改正につきましては、令和5年4月に遡り適用し、期末勤勉手当の改正につきましては、12月1日から適用するものとしてございます。

第2条では、本条例改正前に支給された給与につきましては、改正後の条例の規定による給与の内払いとしてございます。

第3条では、規則への委任を定めてございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第7 議案第68号から日程第12 議案第73号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）ないし日程第12、議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,600万円を追加し、予算総額73億5,665万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、地方交付税の追加交付及び見込み増による増額計上、国庫支出金では、総務費国庫補助金において、地方創生臨時交付金の増額計上のほか、事業費等の内示により増減しております。

県支出金では、民生費県補助金において、福祉医療費県補助金で増額のほか、事業費等の見込みにより増減しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金を増額計上しております。

町債については、各事業の精査により増減しております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等を各科目で調整しております。

総務費では、総務管理費において、交付税措置された町債管理基金積立金の新規計上、ふるさと応援基金積立金の増額計上。

徴税费では、個人及び法人に係る還付金の発生により、過誤納還付金を増額計上。
戸籍住民基本台帳費では、システム改修委託料の新規計上。
選挙費では、町議会議員選挙費の精算をしております。
民生費では、低所得世帯支援臨時交付金の計上のほか、福祉医療費の増額計上を
しています。
農林水産費では、原第1群の県営ため池等整備事業負担金の増額計上。
商工費では、たまネーによる価格高騰応援キャンペーン事業の追加、ふるさと応援寄
附金等報償金の増額計上。
土木費では、道路橋梁費における補助事業の内示による減額などを計上しております。
消防費では、旧玉城出張所解体工事費の減額。
教育費では、小学校費及び中学校費で修繕費を増額計上のほか、新たに中学校卒業祝
金を新規計上しています。
災害復旧費では、勝田地内の農業用施設の災害復旧に係る経費を計上しております。
なお、詳細は、副町長から説明をさせます。
次に、議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて、提案理由を申し上げます。
今回の補正予算は、主に保険基盤安定制度繰入額その他の算定に基づく補正と、過年
度の保険給付費等交付金の精算及び令和5年人事院勧告に伴う人件費の精査を行うもの
で、歳入歳出それぞれ528万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億6,629万3,000円
とするものであります。
なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。
次に、議案第70号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、
提案理由を申し上げます。
今回の補正予算は、令和5年人事院勧告に伴う人件費の精査及び過年度交付金の精算
に伴う関係各科目の補正を行っております。
歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億3,242万3,000円と
するものであります。
なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。
次に、議案第71号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に
ついて、提案理由を申し上げます。
今回の補正予算は、主に保険基盤安定制度繰入額の確定による補正と、過年度療養給
付費市町負担金の精算に伴う補正を行うもので、歳入歳出それぞれ145万2,000円を追加
し、歳入歳出予算総額を3億4,520万1,000円とするものであります。
なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。
次に、議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、提
案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、今年度手数料収入見込みと職員給与費等の人件費における補正を行うもので、収益的収入は18万4,000円を追加し、水道事業収益の予算総額を3億1,811万8,000円とし、収益的支出は21万6,000円を追加し、水道事業費用の予算総額を2億8,372万2,000円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等の人件費及び修繕費等や特別利益・特別損失の増額、資本的収入及び支出における補正を行うものです。

収益的収入は336万3,000円を追加し、下水道事業収益の予算総額を6億1,556万6,000円とし、収益的支出は423万円を追加、下水道事業費用の予算総額を6億1,427万3,000円とするものです。

また、資本的収入は244万4,000円を追加し、収入の予算総額を4億468万4,000円とし、資本的支出は302万9,000円を減額、支出の予算総額を5億6,650万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億2,600万円を追加し、予算総額を73億5,665万2,000円とするものであります。

同条第2項に規定する3ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、11ページから、予算に関する説明、事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条から第4条につきましては、第2表から順次説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

第2表は、予算を翌年度に繰越し、使用可能とする繰越明許費をお願いするもので、2事業を追加しています。

まず、7款商工費、1項商工振興経費2,000万円、これにつきましては、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方交付金で継続した経済対策支援を実施するため、地域通貨たまネーに関する経費の計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、小学校建設経費2,960万円は、学校工事のため、施工時期の関係上、手続等、3月末事業完了が見込めないことから、繰越明許の手続をお願いするものでございます。

次に、第3表債務負担行為、複数年にまたぐ契約を可能とするもので、1、追加補正

にて3業務をお願いいたしております。

まず、2、子ども・子育て支援事業計画作成業務440万円につきましては、令和7年度からの次期計画の作成に向け、今年度から計画作成に着手したいため、設定するものでございます。3、放課後児童クラブ運営業務3億1,500万円、4、小中学校児童生徒特別支援員派遣業務3億円につきましては、放課後児童クラブの運営及び小中学校の特別支援員派遣について、運営業務を令和6年度から5か年間、民間に包括業務委託し、住民サービスの向上、労務管理事務の軽減などを図るもので、業者選定、職員募集の関係から、今回追加をお願いするものでございます。

次に、9ページをお願いします。

第4表地方債補正。1、変更。

1、公共事業等債につきましては、防災安全交付金事業費の内示及び県営農業事業関係の精査により1,930万円を減額し、補正後限度額を5,480万円に、5、防災対策事業債につきましては、防災倉庫の事業精査により20万円減額し、1,710万円に、7、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、現計予算額の玉城中学校改築実施設計業務の追加により1,480万円を増額し、2億2,120万円に、9、災害復旧事業債につきましては、勝田地内の災害復旧に伴い180万円を増額し、400万円とするものであります。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款町税、2項1目固定資産税においては、過年度分調定額の減に伴うもので、732万2,000の減額、固定資産税の補正後予算額を10億57万円といたしております。

12款1項1目地方交付税では、国の補正予算に伴う追加交付により、7,966万9,000円を増額計上、15款1項1目民生使用料から4目教育使用料においては、執行状況により説明欄記載のとおり増額計上いたしております。

次に、16款1項1目民生費国庫負担金は、国民健康保険関連の負担金で、14ページの産前産後所得割・均等割保険料国庫負担金を新規に計上、同目3節障害者自立支援給付費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節未熟児養育費国庫負担金とも支出の増に伴い増額計上いたしておるところでございます。

同款2項1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度事業費等国庫補助金869万1,000円は、氏名のローマ字表記を追加するためのものでございます。2節地方創生臨時交付金1億1,000万円は、重点支援地方交付金の追加によるもので、低所得世帯支援臨時交付金及び物価高騰対応の子育て支援・生活者支援のため、増額計上いたしたところでございます。

2目民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業費国庫補助金11万4,000円の新規計上など、また4目土木費国庫補助金、1節は防災安全交付金事業の内示により2,215万3,000円の減額、2節木造住宅耐震診断等事業費国庫補助金を歳出に併せ増額計上しております。

6目災害復旧費国庫補助金は、第4表地方債補正で説明を申し上げました6月豪雨災害に係る農林水産施設災害復旧費国庫補助金に、403万1,000円を増額計上いたしております。

次ページ、17款1項1目総務費県負担金、1節県事務移譲交付金は、精査により増額計上、同項2目民生費県負担金、3節障害者自立支援給付費等県負担金、3目1節未熟児養育費県負担金は国庫同様の内容でございます。

同款2項1目総務費県補助金から4目農林費県補助金は、事業費の増に伴い、説明欄記載のとおりそれぞれ増額計上いたしております。

16ページをお願いします。

19款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金は4,500万円を増額し、1億4,510万円を見込んだところでございます。

22款5項1目雑入では、広報挟み込み配布手数料などの増額、2目過年度収入では、令和4年度分の農林災害復旧費国庫補助金119万6,000円を新規に計上しております。

次ページ、23款町債については、第4表地方債補正で説明申し上げましたもので、農林水産債、土木債、消防債の減額及び教育債、災害復旧事業債の追加計上をいたしたものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げますが、歳出の各費目における正規職員及び会計年度任用職員の人件費関係につきましては、人事院勧告に伴う給与改定並びに今年度の実績見込みとして人件費を調整精査し、各科目にて補正いたしております。これらは各科目にわたりますので、説明は省略させていただきます。ご了承願います。

それでは、歳出の新規計上及び主なものを説明申し上げます。

18ページをお願いします。

1款議会費、2款総務費の人件費は省略いたします。

次ページ、1項1目一般管理費における12節委託料は、執行状況による過不足の調整で147万9,000円の減額、5目財産管理費、10節需用費修繕料152万円につきましては、役場自転車置場、庁舎空調設備修繕等に係る費用のほか、24節では、今補正にて追加措置された令和6年度の臨時財政対策債償還に係る交付税分2,200万円を町債管理基金積立金として新規計上、またふるさと応援寄附金見込増により基金積立金を増額計上し、6目企画費、12節ふるさと納税寄附受付発送管理業務委託料231万2,000円も追加し、対応を図ったところでございます。

次に、同ページ下段、7目交通安全対策費から20ページ、10目地方創生推進費は、執行見込みにより、説明欄記載のとおり増減補正をしております。

次ページ、2項2目賦課徴収費、12節電算委託料53万6,000円は、森林環境税の追加に伴うシステム改修、22節の過誤納還付金においては、個人及び法人町民税等に係る還付金310万円を増額計上いたしております。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節は国庫支出金によりマイナンバーカードへのロー

マ字表記を追加するための社会保障・税番号システム改修業務委託料894万6,000円を新規に計上しております。

22ページをお願いします。

4項選挙費、4目は9月に行われた町議会議員選挙の事業執行清算により868万4,000円を説明欄記載のとおり減額し、補正後予算額を599万3,000円としています。

次ページ、5項統計調査費は、指定統計の清算に伴う増減でございます。

24ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、18節低所得世帯支援臨時交付金で1世帯7万円の給付、1,050世帯分7,350万円はじめ、事務経費を各科目に計上するほか、27節繰出金では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計へ各費目間繰出調整し、183万6,000円を増額計上しています。

次ページ、同款同項7目心身障害者福祉費、12節障害者福祉システム改修委託料25万5,000円の新規計上、19節補装具費220万1,000円は執行見込みによる増額、8目福祉医療費では、ひとり親家庭、子ども医療費の見込増により1,319万1,000円を増額補正、9目は保健福社会館経費で10節需用費において、ふれあいホールの移動観覧席の非常灯の交換費用などの修繕料442万4,000円を増額、電気代光熱水費の減額を計上しています。

25ページから26ページにかけての2項1目児童福祉総務費、12節では令和7年度から始まる第3期子ども・子育て支援事業計画の作成業務委託料として、今年度分55万円を新規に、17節備品購入費は、児童相談システム用パソコンの購入費73万4,000円を新規計上し、ほか必要経費を増減いたしております。

次ページ、2目児童福祉施設費では、10節で保育所防災備蓄食品費20万6,000円など、必要経費を増額計上しています。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費では、社会福祉施設事業者への物価高騰対策支援事業補助金11万円の追加、19節未熟児養育医療費128万1,000円を執行見込みにより増額計上しています。

28ページ、2目予防費から4目公害対策費は、執行見込みにより事業費を精査し、説明欄記載のとおり増減でございます。

次ページ、6款1項4目畜産振興費、18節松阪食肉センター再整備対策負担金11万9,000円を増額、5目農地費12節登記委託料30万円は、シシヤキ池の名義変更委託料、13節重機等借上使用料60万円は、農業用排水路の浚渫作業用重機等の借上使用料を新規計上、18節県営ため池等整備事業負担金600万円増額など、補正計上しています。

30ページをお願いします。

6款2項1目林業振興費では、森林環境譲与税を活用した事業の組替えによるもので、17節で田丸小学校図書室の下駄箱等の購入費用137万6,000円を増額計上。

次ページの7款1項商工費、2目商工振興費においては、ふるさと応援寄附金増に伴い、7節報償費1,302万2,000円、11節通信運搬費172万3,000円を増額計上、18節では、

地方創生臨時交付金を活用した経済対策、地域通貨たまねーにおける価格高騰応援キャンペーン事業負担金4,000万円の追加、また町内商業者の経営向上計画実施支援補助金210万円を増額いたしております。

32ページをお願いします。

8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、道路維持管理事業経費の増額で145万9,000円を増額計上、3目道路新設改良費では、防災安全交付金事業の減額内示により、14節道路改良等工事請負費4,110万3,000円の減額、21節電柱移転等補償金96万5,000円の増額など、事業費の組替えを行ったところでございます。

次ページ、同款4項1目都市計画総務費では、地元要望により18節里道舗装事業補助金120万円の新規計上、5項2目住宅対策費では、実績、今後の要望見込み等により、木造空家除却工事補助金及びブロック塀除却工事補助金、合わせて102万8,000円を増額計上しています。

34ページをお願いします。

9款1項5目防災対策費は、伊勢消防旧玉城出張所解体、新設防災倉庫建設に伴う工事関係経費の清算で、487万1,000円を減額補正。

次ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費434万4,000円は、有田小学校の屋上防水補修のほか、各小学校の修繕経費の増額、各小学校の光熱水費の増額などでございます。また12節及び14節は、田丸小学校図書室床改修工事の清算による減額計上でございます。

36ページをお願いします。

同款3項中学校費1目学校管理費では、10節にて電気代等光熱水費、修繕料のほか、19節扶助費にて新たな子育て支援策といたしまして、1人3万円の中学校卒業祝金450万円を新規に計上いたしたところでございます。

2目教育振興費、18節は東海大会、全国大会等に出場した経費、生徒・教職員分合わせ37万3,000円を増額計上。

次ページ、同款4項社会教育費、2目公民館費では、公民館講座等々の今年度執行見込みにより、7節講師報償金110万円の減額などを計上いたしております。

3目文化財費、17節備品購入費64万8,000円は、発掘調査等の収蔵備品保管庫の購入費を新規に計上いたしております。

38ページをお願いします。

同款5項1目保健体育総務費は、終了した事業、行事等の精算を行い5万8,000円の減額計上、2目保健体育施設費、10節需用費においては、屋内体育館等の修繕料、プール水道代等の光熱水費の増額のほか、17節備品購入費253万1,000円で、トレーニングセンターのランニングマシンの更新経費を増額計上しています。

同ページ下段から次ページにかけての11款災害復旧費、2項1目農業用施設災害復旧費は、第4表地方債補正でも説明いたしましたが、勝田地内の災害に係る復旧費用で

765万3,000円を増額計上。

12款公債費では、地方債償還の元金及び利子償還金の確定に伴い、説明欄記載のとおり増額しています。

13款諸支出金、2項諸費、1目国庫支出金返納金は、農業関係補助事業の精算に係る過年度分返納金5,000円を新規計上。

40ページ、14款予備費は、財源調整で15万9,000円を減額し、補正後予算額を3,317万5,000円といたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） それでは、所管いたします議案第69号、70号、71号について、補足説明のほう申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正予算につきましては、主に保険基盤安定制度の算定結果によるもののほか、過年度の保険給付費等交付金の精算による補正及び令和5年人事院勧告に伴う人件費の精査並びに産前産後所得割均等割保険料軽減に係る予算の新規計上などを行うものでございます。

予算書7ページ、歳入をご覧ください。

4款県支出金、1項県補助金は、保健事業及び特定健康診査等に係る県補助金を増額計上しております。

6款繰入金、1項他会計繰入金では、令和5年人事院勧告に伴う国保担当職員の人件費の精査及び出産育児一時金増額に伴う繰入額の増額、未就学児均等割保険料及び保険基盤安定繰入金の算定結果に基づく増減、令和6年1月から新たに制度化される産前産後所得割均等割保険料繰入金を新規計上し、合わせて492万2,000円増額計上いたしております。

8ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費につきましても、令和5年人事院勧告に伴う人件費の精査によりまして、各項目について補正を行っております。

9ページ、2款保険給付費、4項出産育児諸費は、出産育児一時金のこれまでの給付実績と今後の見込みを勘案しまして、100万1,000円増額いたしております。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分から10ページ、3項介護納付金まで、歳入の一般会計繰入金の各項目の補正に伴い、財源内訳を変更いたしております。

4款保健事業費、2項特定健康診査等事業費は、特定健康診査の受診勧奨等に係る事業費精査によりまして、171万5,000円減額いたしております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度保険給付費等交付金、その他の清算に伴う返還金、合わせまして1,482万8,000円を増額計上し、8款予備費において

919万4,000円減額し、調整をいたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号をお願いいたします。

令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に令和5年人事院勧告に伴う人件費の精査及び過年度国庫支出金の精算に伴う補正を行うものであります。

予算書7ページをお願いします。

歳入からご説明を申し上げます。

2款国庫支出金、3款支払基金交付金及び4款県支出金では、歳出における地域支援事業費の精査により、国県等の交付金を減額いたしております。

8ページ、6款繰入金、1項一般会計繰入金においては、令和5年人事院勧告に伴う介護職員担当の人件費の精査により、予算の増減をいたしております。

9ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、令和5年人事院勧告に伴う人件費及び本年度に予定されている介護報酬改定に伴うシステム改修費の精査を行っております。

同款3項介護認定審査会費及び10ページの3款地域支援事業費、1項地域支援事業費におきましても、令和5年人事院勧告に伴う人件費等の精査を行ったものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度保険料還付金及び国庫支出金の精算に伴う返還金を計上し、11ページ、7款予備費において調整をいたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号をお願いいたします。

令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に保険基盤安定制度繰入額の確定による補正及び過年度療養給付費市町負担金の精算に伴う補正を行うものであります。

予算書7ページをお願いします。

歳入からご説明を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、滞納繰越分の保険料収納見込みから普通徴収保険料につきまして、10万5,000円を増額いたしております。

3款繰入金は、事務費繰入金において、前年度の療養給付費市町負担金の実績、精査による返還金分405万6,000円を減額いたしております。その返還金につきましては、8ページをご覧ください。4款諸収入、3項雑入において、過年度療養給付費市町負担金として405万6,000円増額計上をいたしております。

7ページのほうにお戻りいただきまして、2目保険基盤安定繰入金では、保険基盤安定制度繰入額の確定によりまして、91万円増額をいたしております。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金では、過年度保険料還付金の実績見込みによりまして、42万7,000を増額計上いたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、三重県後期高齢者医療広域連合の事業精査に基づき、各負担金の精査を行ったものでございます。

3款諸支出金につきましても、実績見込みにより精査を行っております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） それでは、所管いたします2議案について補足説明をいたします。

議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の予定額について、収入は、1款水道事業収益、1項営業収益において、水道利用者からの手数料収入を増額とし、また支出は、1款水道事業費用、1項営業費用において、人件費を増額し、併せて第3条予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額として、1、職員給与費を21万6,000円増額するものとしております。

詳細については、2ページをお願いいたします。

収益的収入は、4目その他営業収益で18万4,000円の増、事業収益総額3億1,811万8,000円とするものです。

収益的支出は、1目原水費並びに4目総係費で、合わせまして21万6,000円の増、事業費用総額2億8,372万2,000円とするものです。

以上、議案第72号の補足説明といたします。

続きまして、議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

1ページから2ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の予定額について、収入は、1款下水道事業収益、2項営業外収益において長期前受金戻入を、3項特別利益を増額、また支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用において人件費、修繕費、減価償却費を、3項特別損失を増額し、人件費においては、併せて2ページ、第4条予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額として、1、職員給与費を30万2,000円増額するものとしております。

戻りまして、第3条資本的収入では、3項負担金を増額、資本的支出では、1項建設

改良費を減額補正するものであります。

詳細については、3ページから4ページをお願いいたします。

収益的収入は、2項営業外収益、5目長期前受金戻入で、80万8,000円の増、3項特別利益、1目過年度損益修正益で255万5,000円の増、事業収益総額6億1,556万6,000円とするものです。

収益的支出は、1目管渠費、公共下水道に係る委託料19万9,000円の減、農業集落排水マンホールポンプに係る修繕費146万3,000円増、2目処理場費、農業集落排水処理場に係る動力費、70万円減、3目総係費はさきに申しあげました人件費の増、5目減価償却費80万8,000円増、3項特別損失、1目過年度損益修正損で255万6,000円増、事業費用総額を6億1,427万3,000円とするものであります。

なお、長期前受金戻入と減価償却費及び特別利益と特別損失については公共下水道に係る補正であり、既に供用しています開発団地においての受贈財産取得時点に係る修正によるものです。

続いて、4ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入、3項負担金、1目受益者負担金、公共下水道に係る今年度の見込みとして244万4,000円増として、資本的収入総額を4億468万4,000円とし、資本的支出は、1目管路施設費で、調査委託料を316万5,000円減額し、2目処理場施設費では、農集排処理場機械設備修繕費を13万6,000円増額としております。これらを合わせまして、資本的支出は総額5億6,650万9,000円とするものであります。

以上、議案第73号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(小林 豊) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日6日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前9時 57分 散会)